

## 付 議 第 6 号

### 高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立高等学校学則の一部を改正する規則**

**第1条** 高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「平成11年3月文部省告示第58号」を「平成21年3月文部科学省告示第34号」に改める。

**第2条** 高知県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

第10条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成34年4月1日から施行する。

新 照 対 表 旧

高知県立高等学校学則 (抜粋)

(教育課程)

第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

高知県立高等学校学則 (抜粋)

(教育課程)

第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成11年3月文部省告示第58号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

## 対照表

対

旧

新

新

旧

| 目次   | 新  | 旧  |
|--|--|--|
| 第1章 総則(第1条-第4条)  | 第1章 総則(第1条-第4条)  | 第1章 総則(第1条-第4条)  |
| 第2章 学年、学期及び休業日(第5条-第9条)  | 第2章 学年、学期及び休業日(第5条-第9条)  | 第2章 学年、学期及び休業日(第5条-第9条)  |
| 第3章 教育課程等(第10条-第14条)   | 第3章 教育課程等(第10条-第14条)   | 第3章 教育課程等(第10条-第14条)   |
| 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学(第15条-第26条)   | 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学(第15条-第26条)   | 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学(第15条-第26条)   |
| 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収(第27条-第28条)   | 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収(第27条-第28条)   | 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収(第27条-第28条)   |
| 第6章 賞罰(第29条-第30条)  | 第6章 賞罰(第29条-第30条)  | 第6章 賞罰(第29条-第30条)  |
| 第7章 寄宿舎(第31条)  | 第7章 寄宿舎(第31条)  | 第7章 寄宿舎(第31条)  |
| 第8章 通信制の課程に関する特例(第32条-第33条)  | 第8章 通信制の課程に関する特例(第32条-第33条)  | 第8章 通信制の課程に関する特例(第32条-第33条)  |
| 附則   | 附則   | 附則   |
| 高知県立高等学校学則(抜粋)   | 高知県立高等学校学則(抜粋)   | 高知県立高等学校学則(抜粋)   |
| 本則   | 本則   | 本則   |
| 第3章 教育課程等<br>(教育課程)  | 第3章 教育課程等<br>(教育課程)  | 第3章 教育課程等<br>(教育課程)  |
| 第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成30年3月<br>文部科学省告示第68号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施<br>規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。 | 第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成30年3月<br>文部科学省告示第68号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施<br>規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。 | 第10条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成21年3月<br>文部科学省告示第34号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施<br>規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。 |

## 高知県立高等学校学則の一部を改正する議案説明

### 1 一部改正の目的

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う規則改正に関して、改正漏れのあった部分について必要な改正を行う。
- (2) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

### 2 一部改正の内容

- (1) 第10条中「平成11年3月文部省告示第58号」を「平成21年3月文部科学省告示第34号」に改める。
- (2) 第10条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

### 3 施行期日

上記2(1)については公布の日から施行し、上記2(2)については平成34年4月1日から施行する。